**Webastoの保証および費用に関する契約**

**(2018年3月現在)**

発注者

1. 商号：**Webasto** XX

住所：XX

–「甲」 –,

受注者

2. 商号：**XX**

住所：XX

– 「乙」 –,

– 甲および乙はそれぞれ「当事者」または総じて 「両当事者」という。 –.

**前文**

両当事者は、本保証および費用に関する契約（以下「**本契約**」という。）に基づき、乙または株式会社法15条以下に基づく乙の関連会社（以下「**関連会社**」という。）が、甲または甲の関連会社に納品するまたは納品した製品（以下「**製品**」という。）または部品の瑕疵に起因する費用および損害に対し、自動車業界の慣習的、特殊な原則および工程に従って定めるものである。｢**瑕疵**｣は本契約の1.1に定義する。

両当事者は、本契約書に記載された相互の合意を約因として、以下のとおり合意する

1. **瑕疵ある製品に対する責任**
	1. 製品が、合意した性質を伴っていない場合、製品の性質に関して定めがなく、製品が製品の使用前提条件または通常の使用に適さない場合、製品には瑕疵があるという。製品の性質には、乙または製品の製造者が行なった広告または表示等の世間への表明も含まれる。さらに、乙が、合意された組立を適切に行なわなかった場合、または製品が組立または取付けを目的としているにもかかわらず、組立説明書に不備がある場合、製品に瑕疵があるという。但し、組立説明書の不備にもかかわらず、製品が正しく取り付けられる場合はこの限りではない。
	2. 製品は、図面およびその他の仕様に完全に準拠するものとし、特にデザイン／設計、製造およびその材料等に瑕疵があってはならない。デザイン／設計または仕様に関して、別段定めがない場合、製品は市場の標準品質を満たし、特定の使用目的に適していなければならない。上記条件の一つでも満たすことができない場合、その製品は瑕疵があるとみなす。
	3. 北米市場向け製品（保障期間48ヶ月）を除き、保証期間は、甲の製造に関する規約に基づき、自動車（最終製品）の新規登録日から、またはアフターマーケット用製品に関しては、製品を自動車への取り付けた日から36ヶ月とする。甲乙間で製品に係る保障期間の延長に関して別段の定めがない場合、保証期間は商品の受渡し日から60ヶ月を超えないものとする。
	4. 製品に瑕疵がある場合、甲は、瑕疵のない製品の受渡しを要求するか、瑕疵ある製品の解体費、取付け費（特に人件費）、材料費、その他の費用（輸送費、物流費、検査費、選別費等）を請求することができる。
2. **瑕疵分析、瑕疵修補、品質回復、製品管理**

乙は瑕疵のない製品を納品する義務を負う。乙は、瑕疵の原因を速やかに特定し、瑕疵ある製品をどの範囲で、どれだけ重点的に検査するか、さらに瑕疵を除去する対策を甲と協議する。この義務に拘わらず、乙は市場で製品の瑕疵が発見されないか注意深く監視するものとする。これにはIAF 16949 (ISO/TS 16949)が適用される。

1. **製造施設内での瑕疵の発見**

3.1 瑕疵ある製品が甲の施設、甲の関連会社の施設、甲の顧客の施設、甲の顧客の関連会社の施設で発見された場合、甲は乙に、乙の費用でこれを除去するまたはこれを交換する権利を付与する。但し、乙の措置が各施設の製造工程を危険に晒す可能性がある場合等、この権利の付与が不合理である理由で、甲にこれを強いることができない場合を除く。

3.2 乙に瑕疵の修補または製品の交換を行なわせるのが合理的ではないと判断される場合、または不可能な場合、甲または甲の関連会社は、乙の費用で瑕疵を自ら修補する、または自ら製品を交換する、あるいは第三者にこの瑕疵の除去を委託する権利をそれぞれ有する。

1. **製造施設外での瑕疵の発見**

製品の瑕疵が甲の顧客、または甲によって指定された第三者の施設を出発してから（施設外）発見された場合、以下の規定が適用される。

a) 瑕疵の確定は、自動車業界の基準に従って甲の顧客の販売組織により行われ、甲の当該顧客の各システムに従った手順で、瑕疵および賠償請求の処理が行なわれる。甲は発見された瑕疵の記録がある関連資料のコピーを、これが手元にある場合、また法的に許される限り、乙に開示するものとする。

b) 甲の顧客の当該保証システムに基づき瑕疵ある製品が返品される場合、甲は瑕疵ある製品の回収準備が整ったことを乙に通知し、乙は速やかに乙の費用でこれを回収するものとする。

c) 製造施設外で瑕疵が発見された場合、自動車産業の基準に基づき、ディーラ、修理工場等の第三者によって、乙の費用で、瑕疵ある製品を欠陥のない製品と交換するものとする。

1. **瑕疵の認識率の分析および計算**
	1. 乙は瑕疵ある製品を、下記の規定およびQW1の規定(htt://lieferanten.webasto.de参照)に基づき分析および認識（認識率）し、瑕疵ある製品の受領後10営業日以内に甲に、瑕疵の分析に関する報告書を提出するものとする。乙が前述の期日を遵守できない場合、乙は当該瑕疵を認めたとみなす。
	2. 本契約およびQW1に基づきなんらかの瑕疵が発見されなかった場合、甲および乙は協力し更なる分析を行なう。これには例えば、その他の分析方法、追加での定期的な話し合い、開発中の特別措置、問題発生時における甲による現場サポート等が含まれる。良品返品(「**NTF部品：**No-Trouble-Found)に関しては、甲または甲に委託された第三者が行なうものとする。検査結果に相違が生じた場合、乙は、検査費用を負担し、その試験結果を受け入れるものとする。
	3. 甲および乙は、瑕疵ある製品のサンプルを用いて、認識率を次の計算式に従って計算することに同意する。

*認識率= ∑ 乙が認識した瑕疵ある製品*

*∑ 分析された製品*

当事者間で別段の合意がない場合、認識率は乙が当該瑕疵ある製品を最初に検査した日から、1年間有効とする。

* 1. 甲に事前に通知することなく、また甲の承認を得ずに、乙による製品および／または製造工程の変更および／または他の製造施設への製造を移転した場合、認識率は100%、つまり乙は瑕疵ある製品をすべて認めることとする。複数の異なる製品または複数部品の納品により製品が組み立てられている場合、5.4 の1文は、乙が下請け会社から納品された部品にも同様に適用される。

5.5 乙は、瑕疵の分析に関連して発生したすべての費用、特に（これに限定されない）返品費、瑕疵ある製品の提供（分析等への）に掛かった費用等を補償する。甲の顧客の関連規定に定めがある場合、乙は分析された瑕疵ある製品を、乙の費用で表示を施し、適切に保管する義務を負う。乙は甲に関連する保管期間を問い合わせ、甲はこれに答えるものとする。甲が瑕疵ある製品の返品を要求した場合、乙は返品に掛かる輸送費を負担する。乙は、瑕疵ある製品も基本的には甲の顧客の財産であることを認める。

1. **費用計算**

* 1. 瑕疵の除去に掛かる費用（**瑕疵費用**）とは特に材料費、輸送費、解体費、組立費並びにその他の費用をいう。解体および組立費は、会計期間に発生した、修理工場で当該損害に関して実際に掛かった労働費およびその他の費用であり、材料費とは、甲が各顧客に補償した材料費である。瑕疵費用には、特に甲の顧客が瑕疵の除去に関連して支払う費用、または法的義務により、最終顧客に対して補償される費用（サービス料、宿泊費、返品費、交換車両費等）等のその他の費用が含まれる。瑕疵費用は以下の通り計算される。

*瑕疵費用＝材料費＋輸送費＋解体費＋組立費＋その他の費用*

* 1. 償還額は、認識率に世界中で発生した瑕疵費用を掛けて計算される。

償還額＝認識率×世界中で発生した瑕疵費用

* 1. 甲は乙に対し、当該補償期間に実際に発生した、乙の責に帰する事由による損害に対する償還額全額の個別の請求書を発行する。
1. **瑕疵ある製品の交換を行なわない場合の処理**

瑕疵の除去が瑕疵製品の交換を必要としない場合（調整等）、乙は瑕疵の除去に掛かる費用および補完に掛かる費用を負担する。認識率は協議の上合意し、甲は通常、個別の請求書を乙に発行する。

1. **瑕疵あるソフトウェアの処理**

乙の責に帰する事由でソフトウェアに瑕疵が発生した場合、乙は、瑕疵あるソフトウェアの納品に掛かる費用、修理施設で瑕疵あるソフトウェアの交換の際に掛かる労働費を甲に補償するものとする。労働費は、当該車両すべてにおいて概算され、一括で請求するものとする。

1. **特別償還費**

9.1 甲には、次の規定に基づくリコール、その他の部品（構造部品）への損害、または瑕疵の連鎖が発生した場合、特別償還請求権が付与される。

a) 「リコール」とは、欠陥のある製品および／または法的あるいは行政の規制に違反、特に安全性確保および環境保護への義務違反に起因する、欠陥を修理するための、特に生命および身体へのリスクを回避するための担当当局、甲または甲の顧客が自主的に行なう措置を意味する。乙は、瑕疵ある製品によるリコールに関連および／または起因するすべての費用および損害を、甲に補償する。

b) 「その他の部品（構造部品）への損害」が発生するとは、瑕疵ある製品自体を除いた、乙の納品または甲の業務に起因する甲および／または甲の顧客を含む第三者の部品または製品に瑕疵が発生した場合、瑕疵ある製品の修理の際に、甲の他の製品が交換される、あるいは新しく製造されなければならない場合をいう。

c) 「瑕疵の連鎖」とは、同一の原因で（複数の）瑕疵が重なることを意味する。瑕疵の連鎖が発生した場合、甲および乙は、これを除去するために、リコールに限らず、予防的な顧客サービス等の適切かつ必要な対策を講じるものとする。

9.2 乙は、各損害あたり500万ユーロ以上の補償額のリコール保険を含む製造物責任保険に加入し、維持する義務を負う。またこの保険は北米市場にも適用されるものでなければならない。

1. **その他の取決め**
	1. 本契約の変更は書面で行なわれるものする。書面の要件を変更する場合にも適用される。
	2. 甲は、高額の損害賠償額が生じた場合、これを証明して請求する権利を留保する。
	3. 別段の明示的な定めがない限り、本契約は、甲の登録事務所が所在する州（または国）の法律に準拠する。国際物品売買契約に関する国際連合条約（国際物品売買に関する国際連合条約）の規定および国際私法の抵触法は適用されない。甲および乙は、本契約に関する一切の紛争について、発注者である甲の所在地の裁判所を専属管轄地として合意する。甲はまた、乙の事業所の管轄である裁判所においても、乙に対する訴訟を提起する権利を有する。
	4. 本規約に別段の定めがない限り、瑕疵ある製品に対する当事者の責任はWebastoの基本契約、付帯するあらゆる国内規定を含むWebastoの購入規約、Webastoのツールに関する一般規約およびWebastoのサプライヤー品質ガイドライン（**QW1）（**<https://www.webasto-group.com/en/the-company/supplier-portal/> 参照）の規定に従うものとする。矛盾が生じる場合は、本契約の規定が優先される。

於、日付\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ 於、日付\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

**甲 乙**

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

署名 署名

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

署名 署名